

令和3年度指定管理鳥獣(ニホンジカ)捕獲等業務(石鎚山系)

質問に対する回答書

令和3年9月7日

愛媛県県民環境部環境局自然保護課

質問1 仕様書「3. 委託内容」、業務費積算書

本業務仕様書の3. 委託内容において、従事日数(人日)は36人日と記載がある一方で、業務費積算書の単価表No.1銃猟(しのび猟)では、1回あたりの従事者は従事者AとBの2名が計上されており、同内訳表で銃猟(しのび猟)が36回分計上されています。すなわち、業務費積算書での数量は、36回×2名=72人日となり、仕様書に記載の従事日数(人日)と整合していないように読み取れます。どのように解釈すればよいのかご教示ください。

回答1

仕様書「3. 委託内容」では、従事日数が36人日となっておりますが、これは単価表No3にありますように、従事者A、従事者Bごとの従事日数となっております。

そのため、双方合わせた従事日数は、

$36日 \times (\text{従事者A } 1人 + \text{従事者B } 1人) = 72人日$ となります。

質問2-1 仕様書「3. 委託内容」の従事日数と目標捕獲頭数について

本業務仕様書の3. 委託内容において従事日数(人日)と目標捕獲頭数(頭)はそれぞれ36人日、18頭と記載されています。従事日数36人日を要さずニホンジカを18頭捕獲した場合、その時点で業務完了と考えてよいのでしょうか?それとも目標捕獲頭数はあくまで目標で、36人日分の作業を遂行することが必須と考えるのでしょうか?

回答2-1

捕獲頭数が18頭に達した段階での委託金額の残額で、事業の継続が可能であれば、その範囲内で捕獲を行ってください。

質問2-2 仕様書「3. 委託内容」の従事日数と目標捕獲頭数について

仕様書上の従事人日数を満たすが目標捕獲頭数に達しなかった場合、契約金額からの減額は発生いたしますか。

回答2-2

目標となる頭数を捕獲した場合の契約金額となっているため、個体処理費用等、必要としない経費については減額となる場合があります。

### 質問3 業務積算補の個体処理に係る単位について

業務費積算書の単価表 No. 2 の個体処理（銃猟）において、単位は1回当たりとなっておりますが、同内訳表では18頭となっております。業務費積算書で単位の整合性が取れていないので、どちらが正しいのかご教示ください。また、本業務費積算書は、林野庁の有害鳥獣捕獲等積算マニュアルを引用していると思われませんが、同マニュアル P46 において単位は回と記されており、捕獲の有無に関わらず、個体処理には別人員を準備して待機し、捕獲があったら作業を行うことを想定した歩掛になっています。本業務での個体処理は、どのような体制で作業を行うことを想定されているのでしょうか？別人員を想定されているのであれば、内訳表の数量は18頭ではなく36回とすべきではないでしょうか？また、個体処理に別人員を想定されている場合、仕様書に記載の36人日に含めるという考え方になるのでしょうか？

### 回答3

個体処理に係る単位については、業務積算書の単価 No2 に記載されている「回」が正しい単位となります。

また、捕獲については別人員を想定しており、仕様書に記載の従事日数には含めていません。